

# 更新申請に際しての注意事項

## 1 申請書について

- ・押印は不要です。
- ・使用期間を記入してください。（最長で令和12年3月31日まで）  
※使用期間が短いことが分かっている場合は、その期間としてください。  
（例：売却時期、処分時期が決まっている等）

## 2 既に、船舶を処分（廃船）した、または、売却している場合

- ・更新の申請手続きは不要ですが、廃止の手続きを必要としますので、「使用廃止届出書」をご提出ください。

## 3 許可を受けている船舶と違う、または、所有者、係留場所が変わっている場合

- ・基本的に新規申請となります。担当課へご連絡ください。

## 4 漁業協同組合の同意書依頼について

- ・事前に訪問の連絡を取り、指示に従ってください。
- ・業務の支障を来さないよう、全ての関係者に充分配慮してください。

## 5 申請書の提出について

- ・郵送、または、担当課へご提出ください。

## 6 注意事項（プレジャーボート責任保険）について

プレジャーボート責任保険への加入を条件に同意書を得ている方は市の係留許可期間とは別に、**保険加入状況を漁業協同組合に確認・報告してください。**

保険未加入、または、保険加入の確認が取れていない場合、係留許可を取り消す場合があります。

## 7 提出先及び連絡先

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

呉市役所 産業部 港湾漁港課 管理グループ 放置艇対策担当

電話番号 (0823) 25-3333

